



2026年4月

植樹保険

企業総合補償保険普通保険約款
植樹保険特約条項
(大量枯損のみ担保)
共同保険に関する特約条項



貴社の請負った公共植栽工事を万一

保険の対象となる主な事故

お支払いする保険金

① 偶然な事由(1)～(3)によって生じた、 植栽したときの状態での枯死または形姿不良(※)

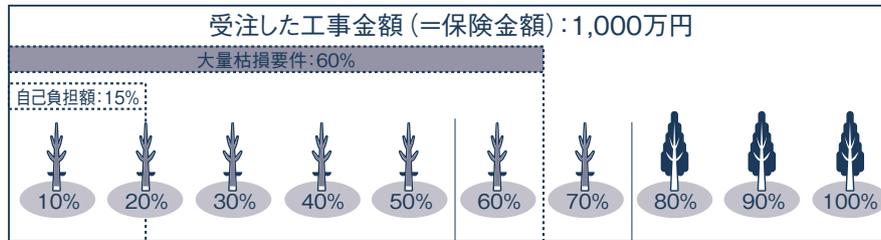
- (1) 洪水・融雪洪水・高潮による水害
- (2) 干害
- (3) 病虫害、鳥獣害



ご注意ください! 『大量枯損』となった場合のみ対象

- 損害保険金 (一事故支払限度額1,000万円)
損害額-自己負担額 (=受注した植栽工事金額×15%)
- 撤去費用保険金

ご注意ください! 『損害額≥受注した植栽工事金額 (=保険金額) の60%』に至った『大量枯損』となった場合のみ保険金支払いの対象となっています。



【例1】
損害額: 700万円の場合



⇒ お支払いする損害保険金
550万円

※一事故における支払限度額は1,000万となります。

【例2】
損害額: 500万円の場合



⇒ 支払いの対象となりません

② 火災



③ 落雷



④ 破裂・爆発



- 損害保険金
損害額 (免責金額10万円)
- 撤去費用保険金

お支払いする保険金

- 損害保険金…植栽工事を再度施工するために直接必要な材料費、労務費および機械経費 (保険金額もしくは1,000万円のいずれか低い額が限度)
- 撤去費用保険金…損害保険金×2% (1事故500万円を限度)

※ 枯死または形姿不良とは

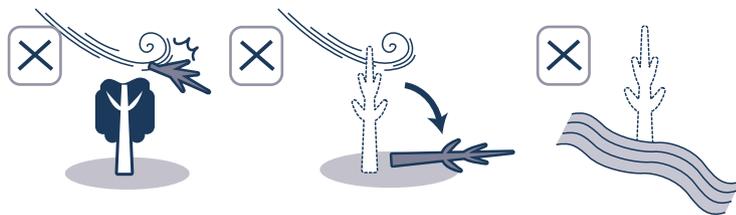
- ・樹木の全体が枯れた場合
 - ・枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合
 - ・通直な主幹をもつ樹木については樹高木の3分の1以上の主幹が枯れた場合
- 「枯れ」のみが対象となり、折損等による形姿不良は含みません。



の大量枯損よりお守りします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・『大量枯損』（損害額 \geq 受注した植栽工事金額（=保険金額）の60%）とならなかった損害
- ・暴風雨、ひょう災、雪災、なだれ、洪水、土砂崩れ 等によって生じた「折損」「倒木」「流失」の損害
- ・折損、倒木、流失によって生じた枯死または形姿不良
- ・寒害、凍害、霜害によって生じた枯死または形姿不良
- ・塩害によって生じた枯死または形姿不良
- ・施工の欠陥
- ・植栽された樹木等の不良
- ・灌水、除草、施肥、病虫害の防除等の適切な維持管理がなされなかった場合
- ・風雨等による表土の流出、または樹木の傾きや倒れが発生した際、正常に活着するように直ちに適切な補修がされなかった場合
- ・融雪剤の影響によるもの
- ・踏圧、いたずら等の人為的な事由によるもの
- ・地震、噴火またはこれらによる津波によるもの など



対象工事 公共団体等が発注する公共植栽工事

対象とならない工事 ①～⑥の工事については加入できませんのでご注意ください。

- ①植栽工事金額が50万円未満の工事
- ②防風林・防雪林・防潮林・防砂林 等
防災の目的を主とする工事（※）

▶▶ 工事のすべてが加入できません。

※植栽工事の目的として防風林・防雪林・防潮林・防砂林等の防災を主たる目的とする工事であり、通常の植栽工事と比較して植栽樹木の活着条件が厳しいもの。
※防火林は除かれますので、加入対象工事となります。

- ③試験植栽工事
- ④移植工事 ⑤根回し工事
- ⑥種子吹付け工事等の種子の使用による緑化工事

▶▶ 工事のうち③～⑥を除く植栽工事部分が
あれば、一部加入（※）できます。

※③～⑥を除く植栽工事費が50万円以上となる場合

保険契約者 公益財団法人都市緑化機構

保険加入者 公共植栽工事を受注した造園建設業者等の皆さま

保険の目的 加入依頼書記載※の植栽樹木・地被植物

※樹木単価50万円以上のもの、または地被植物については加入依頼書に明記しないと保険の対象になりません。

保険期間 工事完成引渡日から1年間

保険金額 工事請負金額のうち植栽に関わる直接工事費（※）（消費税を含みます。千円単位）

※直接工事費…材料費、労務費および機械経費

保険料+付保証明手数料 （保険料=保険金額×1%）+（付保証明手数料（=2,000円+消費税））

- 3** 工事発注者：本公共植栽工事請負契約書上の、公共団体等の発注者名をご記入ください。
発注者区分は、該当のものに○印をつけてください。なお、「その他」とは公社、独立行政法人、公益・一般財団法人、公益・一般社団法人等の公的機関をいいます。
- 4** 工事担当部課名：本工事発注担当部課名をご記入ください。
- 5** 工事場所：工事が行われる都道府県・市区町村名の所在地をご記入ください。
- 6** 工事名：請負契約書上の名称をご記入ください。
事業の目的・工事の種類：①-②の2つの質問事項につき「はい」・「いいえ」のいずれかに○印をつけてください。
(告知欄) その内容によっては、工事のすべて(またはその一部)につき加入ができないことがあります。
- 7** 工期：請負契約書上の工期をご記入ください。
- 8** 現場代理人名：植栽工事の受注者現場代理人の氏名をご記入ください。
- 9** 請負金額：当該工事全体の工事請負契約金額です(消費税分を含みます)。
- 10** 保険金額：当該工事の請負金額のうち植栽工事に係わる直接工事費で、樹木代金・支柱費等の材料費に労務費、および機械経費を合計した金額に、消費税分を含めて設定してください。
金額の設定は、千円単位にしてお申込みください。
- 11** 保険料(a)：設定した保険金額に保険料率1%を乗じた金額を設定してください。
<計算例>保険金額14,355,000円×0.01=143,550円
- 12** 付保証明手数料(b)：付保証明証発行手数料です。消費税を含んでいます。
- 13** 合計：保険料(a)と付保証明手数料(b)の合計金額で、この金額を同封の払込取扱票にて、最寄りのゆうちょ銀行から都市緑化機構あてにお払込みください。
- 14** 整理番号：この欄は記入しないでください。申込手続き完了後、当機構にて付保証明証(正・写)に記載します。建栄サービス株式会社への問い合わせ、保険会社への事故連絡の際に必要となります。
- 15** 保険の目的：完成引渡時の植栽樹木等の本数(数量)を、規格に係わらず樹種ごとにご記入ください。な
(工事明細) お、記入欄が不足する場合は、同様の書式で別紙にして添付してください。
- 16** 保険の目的：工事明細に記入した中で、『地被植物』と『単価50万円以上(材料費のみ)の樹木』がある
(明記物件) 場合には、明記物件にもご記入ください。なお、金額は樹木・植物の材料費のみ(消費税を含みます)となり、支柱・土壌改良剤・肥料などの材料費、労務費および機械経費は含みません。
- 17** 担当者印の捺印：すべての記入が終了したら、記載内容が工事請負契約の内容と相違ないことを工事発注担当者に確認をうけ、担当者の捺印をもらってください。

Q and A

Q1 保険金額はどうやって決めるのですか。

A1 植栽部分の直接工事費で、材料費、労務費および機械経費の合計金額に消費税分を含めて設定します。百円単位を四捨五入し、千円単位としてください。

なお、事故の際の保険金は、お申込みいただいた保険金額およびご請求いただいた損害額について保険会社が再度算定を行ない、加入者の自己負担額を差し引いたものが支払われます。実際の損害に過不足を生じない補償を受けるためには、お申込みの保険金額を正しくご記入ください。

Q2 40万円の工事でも加入できますか。

A2 できません。対象とならない工事（パンフレットの2ページをご覧ください。）を除いて、植栽工事金額が50万円以上の工事にかぎられます。

Q3 付保証明証は手続きしてからどのくらいで送られてきますか。

A3 特に問題がなければ、約1～2週間です。

Q4 付保証明証が至急必要。どうすればいいですか。

A4 発注者に加入依頼書の加入依頼者控と払込金受領証を仮提出してください。植樹保険付保証明証が届き次第、差し換えをしてください。

Q5 工事が終わってから加入できますか。

A5 原則できません。工事期間内に手続きを完了してください。

Q6 加入内容が変更になりました。どうすればいいですか。

A6 訂正内容を建栄サービス株式会社にお知らせください。追加加入等対応が必要となることがあります。

Q7 本保険で植替えた樹木も引き続き保険の対象となりますか。

A7 一度保険の適用を受けて植替えた樹木については保険の対象となりません。

Q8 「防災の目的を主とする工事」とはどのような工事ですか？

A8 工事名・設計図書・仕様書等に「防風」「防雪」「砂防」などの文言の記載のある工事をいいます。工事名に記載がないものであっても、保険金請求に関わる損害調査によって、防災の目的を主とする工事と判断できるものにつきましては保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

加入手続きの流れ

- (1) 公共植栽工事を請負った受注者は、当該工事が植樹保険の対象工事であるか否か(※)を確認し、対象工事である場合には、植樹保険加入依頼書を入手してください。
※加入依頼書表紙の注意文言およびパンフレットをご確認ください。
- (2) 工事完成期日の3週間前には工事請負契約書等より保険金額を設定し、加入依頼書をご記入ください。
設計変更がある場合には、契約内容(申込内容)が確定次第加入依頼書をご記入ください。
- (3) 当該工事が植樹保険対象工事であることと、加入内容が請負契約書の内容と相違ないことの確認のために、加入依頼書1枚目「都市緑化機構用」の工事発注者欄に発注担当者の捺印をお願いします。
- (4) 保険料と付保証明手数料の合計金額を所定の払込取扱票にて、最寄りのゆうちょ銀行から都市緑化機構宛にお払込みください。
設計変更により手続きが遅れる場合には、工事完成引渡時までにはお払込みいただくようお願いします。
- (5) 工事完成期日2週間前(または手続きが遅れる場合には工事完成引渡時まで)には建栄サービス宛に「加入依頼書(5枚目加入者控を除く4枚)」と『振替払込請求書兼受領証コピー』を専用の返信用封筒でご送付ください。
申込手続きが工事完成引渡日の直前になった場合には、「加入依頼者控」と「振替払込請求書兼受領証」を発注者への付保確認証としてください。
- (6) 都市緑化機構は加入依頼書を受け付けた後、申込内容と保険料等の払込を確認し、整理番号をとり、証明印を捺印した植樹保険付保証明証(正・写)を発行します。
- (7) 植栽工事完成引渡時に、完成引渡書に植樹保険付保証明証(正)を添付し、発注者へ提出してください。
『整理番号』記載のある植樹保険付保証明証(写)は加入依頼者(受注者)の手元に保管ください。事故の手続きの際に『整理番号』が必要となりますのでご注意ください。

●植樹保険付保証明証について

植樹保険付保証明証は、ご契約内容を記載している重要な書面です。植樹保険付保証明証の内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また1か月を経過しても植樹保険付保証明証が届かない場合は、下記のお問い合わせ先または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●代理店の役割について

取扱代理店は引受保険会社との委託契約にもとづき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●ご加入にあたって

ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。必要事項が記載されていないか、記載内容が事実と相違している場合には、契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
<告知義務>加入依頼書の記載事項のすべて
- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または

事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①工事の内容 ②保険の目的 ③他の保険契約等

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、下記のお問い合わせ先または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
- (2) 住所に変更があった場合にもご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

●重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●共同保険契約に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約の場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社・引受割合につきましては保険約款添付の別紙をご確認ください。

●保険金・返れい金等のお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この保険商品については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ制度について

この保険（火災保険）はクーリングオフ（ご契約申込みの撤回）制度の対象ではありません。

●ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

万一事故にあわれたら

- 事故にあわれたら、ただちに損保ジャパンに必ずご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 事故の通知は専用の『植樹保険事故報告書』を記載のうえFaxにてご連絡ください。その後損保ジャパン事故担当者よりご連絡します。

事故の際のご連絡・請求については

損害保険ジャパン株式会社

コマース保険金サービス部 企業財産保険金サービス課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

損保ジャパン本社ビル5階

代表TEL：03-3349-5017

FAX：042-497-4835

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<制度運営>

公益財団法人都市緑化機構

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-2-4 田村ビル2階

TEL.03-5216-7191 FAX.03-5216-7195

（受付時間：平日の午前9時15分から午後6時まで）

<引受保険会社（幹事）>

損害保険ジャパン株式会社（幹事）

営業開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.050-3808-3328（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

お問合せ先

<取扱代理店>

建栄サービス株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山城ビル2階

TEL.03-3291-6340 FAX.03-3291-6341

（受付時間：平日の月曜日から木曜日午前10時15分から午後4時まで）

e-mail kenei-s-hp@kenei-s.co.jp

URL <https://www.kenei-s.co.jp>